

特定事業主行動計画（女性活躍推進法）に基づく取組の実施状況の公表

平成28年3月策定の「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」（令和8年度からは第3期計画）における取組の実施状況について、女性活躍推進法第19条第6項に基づき、計画における数値目標の実績を以下のとおり公表します。

（※「女性活躍推進法」は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の略称です。）

1 管理職地位への女性職員の登用

＜目標＞ 令和13年度までに、管理的地位（課長補佐級以上）にある職員に占める女性の職員数を、15%以上とする。

＜実績＞

項目	目標		R7 年度	R6 年度	R5 年度	R4 年度	R3 年度	R2 年度	H31 年度	H30 年度	H29 年度	H28 年度
	数値	年度										
女性職員	15% 以上	R13 年度	12.5 %	26.7 %	25.0 %	7.0 %	7.0 %	6.7 %	12.5 %	12.5 %	7.0 %	7.0 %

＜取組内容＞ 性別によらない適材適所の人員配置を前提とし、多様な職務機会の付与等による人材育成を図る。

2 配偶者の出産に伴う特別休暇取得割合

＜目標＞ 令和13年度までに、配偶者の出産に伴う特別休暇（2日間）及び育児参加のための特別休暇（5日間）の取得率を100%とする。

＜実績＞

項目	目標		R7 年度	R6 年度	R5 年度	R4 年度	R3 年度	R2 年度	H31 年度	H30 年度	H29 年度	H28 年度
	数値	年度										
取得率	100 %	R13 年度	50.0 %	50.0 %	33.3 %	100 %	対象者 なし	対象者 なし	100 %	対象者 なし	100 %	対象者 なし

＜取組内容＞ 対象職員に対して、仕事と家庭の両立を支援する制度の普及啓発を図る。

3 年次休暇の取得促進

＜目標＞ 令和13年度までに、年次休暇の平均取得日数を15日以上とする。

＜実績＞

項目	目標		R7 年度	R6 年度	R5 年度	R4 年度	R3 年度	R2 年度	H31 年度	H30 年度	H29 年度	H28 年度
	数値	年度										
平均取得日数	15日 以上	R13 年度	11.4 日	10.4 日	11.0 日	9.7 日	8.7 日	10.1 日	8.3 日	7.1 日	6.2 日	5.5 日

＜取組内容＞ 課長会議等の場において、定期的に休暇の取得促進を徹底させ、職場の意識改革を図る。